

# 書面による各種記録請求の受付可能期間

※書面提出日と各種記録発生日(適用希望日)を同日とする書面、記録発生指定日を当組合休業日とする書面の受付は不可。  
 ※書面の受付時間(営業店)は、15時まで。

信用組合 愛知商銀

## 1.主な記録請求に対する書面の受付可能期間

○…書面受付可 △…条件付きで書面受付可 ×…書面受付不可

	当組合に提出する書類	記録発生日として指定できない期間	書面の受付可能期間(営業店)											
			8営業日前以前	7営業日前	6営業日前	5営業日前	4営業日前	3営業日前	2営業日前	1営業日前	支払期日	1営業日後	2営業日後	3営業日後以降
<b>発生記録請求</b> ・請求者=債務者の場合	発生記録請求書(債務者請求方式)	・支払期日の6営業日前以降 ・書面提出日の翌日から起算して一か月経過後を指定日とする場合	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	発生記録請求書(債権者請求方式)		○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
<b>譲渡記録請求</b> ・請求者=譲渡人の場合	譲渡(・分割記録請求書)	・支払期日の6営業日前以降 ・書面提出日の翌日から起算して一か月経過後を指定日とする場合	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△(注1)	△(注1)
<b>分割記録請求</b> ・請求者=債権者の場合	譲渡(・分割記録請求書)		○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
<b>保証記録請求</b> ・請求者=債権者の場合	保証記録請求書口	・指定不可	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△(注1)	△(注1)
<b>変更記録請求</b>	利用者登録事項等変更届(兼変更記録請求書)	・指定不可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△(注2)	△(注2)
	(1)利用者属性に関する記録 ・請求者=債務者、債権者、保証人、中間譲受人の場合		○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	(2)債権金額など利用者属性以外の記録(注3) ①発生直後(利害関係者が債務者と債権者のみ)であり、当組合がオンラインで相手方に承諾を得る方法(注4) ・請求者=債務者、債権者の場合 ②譲渡等がされた後(利害関係者が3名以上) ・請求者=債務者、債権者、保証人、中間譲受人の場合	変更記録請求書	・指定不可	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×
<b>口座間送金決済以外の支払等記録請求</b>	支払等記録請求書	・指定不可	○	○	○	○	○	×	×	×	△(注5)	△(注5)	△(注5)	○
			○	×	×	×	×	×	×	×	△(注5)	△(注5)	△(注5)	○

## 2.その他記録請求に対する書面の受付可能期間について

	当組合に提出する書類	記録発生日として指定できない期間	書面の受付可能期間
<b>予約記録請求に対する取消</b> ・請求者=債務者、債権者、譲渡人、譲受人、保証人の場合	予約取消請求書	・指定不可	・指定日の2営業日前まで
<b>記録請求に対する単独取消</b> ・請求者=債務者、債権者の場合	取消請求書	・指定不可	・諾否期限の1営業日前まで(注6)
<b>記録請求に対する諾否</b> ・請求者=諾否通知を受け取った者の場合	承諾/否認請求書		
<b>支払等記録に対する同意</b> ・請求者=電子記録保証人	支払等記録同意書	・指定不可	・支払期日の8営業日前以前

(注1)支払等記録が行われていない場合で、かつ、債務者が支払不能に関する異議申立をしていない場合に限り可。  
 (注2)支払等記録が行われていない場合に書面受付可。  
 (注3)×の場合でも、差押えの記録を削除するための変更記録等の書面受付は可。  
 (注4)オンラインで相手方に承諾を得る方法で変更できる記録事項は、「債権金額」「支払期日」「譲渡先制限の有無」「発生記録の取消」の4項目のみ。  
 (注5)債務者の窓口金融機関(仕向金融機関)から支払不能通知後であれば可。(支払等記録は、支払期日の3営業日後)  
 (注6)諾否期限の1営業日前までに書面にて提出がされなかった場合には、みなし否認として取り扱う。